

平成25年行政事業レビューシート

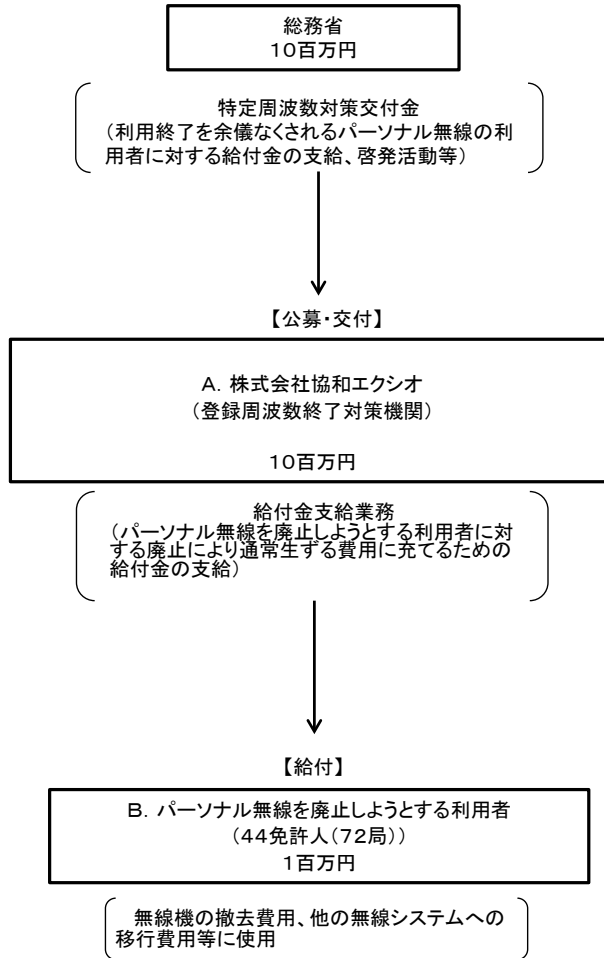
(総務省)

事業名	電波再配分対策		担当部局庁	総合通信基盤局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～平成27年度		担当課室	電波政策課		課長 竹内 芳明		
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-5 電波利用料財源電波監視等の実施				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	電波法第71条の2第2項 電波法第103条の2第4項第7号		関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	電波の有効利用を図るため使用の期限が定められたパーソナル無線について、特定周波数終了対策業務を実施することにより、円滑な周波数再編を確保することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の使用期限を定めた場合、免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。このため特定周波数終了対策業務により、「① これらの利用者に対して給付金を支給する業務、② ①の業務についての照会及び相談に応ずる業務、③ ①の業務についての啓発活動を行う業務、④ ①の業務を実施する上で必要な業務(一般管理運営業務を含む。)」を行うことにより、円滑な周波数再編を確保する。なお本事業は、特定周波数終了対策業務を行う機関(登録周波数終了対策機関)として総務大臣の登録を受け、本事業を行う機関として総務大臣の指定を受けた株式会社協和エクシオが平成23年度(平成24年2月24日)から実施しているもの。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	-	0	0	0		
		繰越し等	-	0	0	0		
		計	-	26	30	30	15	
	執行額	-	4	10				
	執行率(%)	-	15.4%	33.3%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (27年度)	
	パーソナル無線の無線局の使用期限である平成27年1月30日に向けて本事業の活用によるパーソナル無線の廃止を推進する。 ※成果実績欄の数値は、当該年度に廃止したパーソナル無線の局数。		成果実績	局	-	127	781	パーソナル無線の廃止
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	① 給付金支給局数 ② 給付金制度啓発局数		活動実績 (当初見込み)	()	① 14 ② 4,070	① 72 ② 12,746	-	
					①(133) ②(4,070)	①(1,360) ②(12,746)	①(1,600) ②(1,600)	
単位当たりコスト	692(円/局) ※平成24年度実績ベース		算出根拠	総コスト(執行額-給付金支給額)/給付金制度啓発局数 (9,656,135円-835,895円)/12,746局=692 注:総コストを給付金支給コストと給付金制度啓発コストに分計することが困難であるため上記算出根拠にて算出した。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	特定周波数対策交付金	29.9	15.1	実績を踏まえ、給付金の精査を行い、併せて登録周波数終了対策機関に係る経費を見直したことにより、約15百万円減額して要求。				
	計	30	15					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の 性 質	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・電波法の規定に基づき、電波の有効利用を図るために実施する事業であり、広く国民のニーズがある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	・パーソナル無線の使用期限を平成27年11月30日までと定めたことにより、当該無線局を廃止することとした利用者の無線機の残存価値等を給付金として支給するものであり、優先度が高い事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	・登録周波数終了対策機関の登録は公募としており、また、事業を行う機関を指定する場合は、最も低廉な事業に要する費用を提示した機関を指定することとしており、競争性は確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	・不用率が大きい理由は、給付金の受給は任意(受給せず免許の有効期間まで利用することも可能)であるとともに、すべての給付金支給対象者に対する制度の案内を行ってはいないものの、本事業は開始から1年余りということもあり、まだ支給申請を行うに至っていない対象者が多く当該案内の効果があらわれていないことで給付金支給局が少数に留まっているためである。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事 業 性 の 有 効	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	・国が直接、給付金の支給事務等を実施するよりも登録周波数終了対策機関が全国分を統一・専門的に行うことでより迅速な処理が可能であり、効果的である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	・前述の理由により、給付金支給局数が見込みを大きく下回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	<p>・啓発文書を分かりやすく工夫する等本事業の実施によるパーソナル無線の廃止を推進する一方、単価の低廉な臨時雇の一層の活用などコスト削減に向けた取組を行っていると認められた。</p> <p>・登録周波数終了対策機関から定期的に給付金支給状況等の報告が行われ、当該事業の適切な実行及び効率的な予算執行が行われていると認められた。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事 業 内 容 の 改 善	更なる効率化					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	平成23年度及び平成24年度の実績を踏まえ、給付金の精査を行い、併せて登録周波数終了対策機関に係る経費を見直すことにより、約15百万円減額して要求。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	新23-0021	平成24年	0114

※平成24年度実績を記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)



A.株式会社協和エクシオ			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	特定周波数終了対策業務の実施	6			
一般管理費	事務スペースの借料、光熱費等	2			
給付金 交付事業費	給付金支給対象者への給付金制度の啓発等	1			
給付金	パーソナル無線を廃止しようとする免許人に対する給付金	1			
計		10	計		
B.パーソナル無線を廃止しようとする利用者			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
給付金	無線機の撤去費用、他の無線システムへの移行費用等	1			
計		1	計		
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社協和エクシオ	総務大臣の登録及び指定を受け、パーソナル無線に係る特定周波数終了対策業務を実施	9.7	公募・交付	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	免許人A	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.12	給付	—
2	免許人B	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.07	給付	—
3	免許人C	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.07	給付	—
4	免許人D	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.07	給付	—
5	免許人E	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.05	給付	—
6	免許人F	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.04	給付	—
7	免許人G	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.03	給付	—
8	免許人H	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.03	給付	—
9	免許人I	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.03	給付	—
10	免許人J	簡易な業務(パーソナル無線の目的業務)	0.02	給付	—